

# ARAKAWA 1-1-1 ギャラリーの利用に関する要綱

平成 24 年 5 月 1 日  
24A C C 発第 2-1 号  
理事長決定

平成 24 年 11 月 19 日  
24A C C 発第 36 号  
一部改正（理事長決定）  
平成 28 年 3 月 10 日  
28A C C 発第 364 号  
一部改正（理事長決定）

## （目的）

第 1 条 この要綱は、公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（以下「財団」という。）  
ARAKAWA 1-1-1 ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）の利用に関し必要な事  
項を定めるものとする。

## （場所）

第 2 条 ギャラリーは、サンパール荒川 2 階に設置するものとする。

## （利用できる日時）

第 3 条 ギャラリーを利用できる日は、サンパール荒川の休館日及び財団が事業で使用  
する日を除いた日とする。また、利用時間は、サンパール荒川の開館時間に準じるも  
のとする。ただし、サンパール荒川の利用に関し支障がある場合、また、理事長が特  
に必要と認めるときは、この限りではない。

## （出展者）

第 4 条 ギャラリーを利用できる者は、荒川区における芸術文化の振興に貢献すること  
を目的とする個人及び団体（以下「出展者」という。）とする。

## （展示物品の範囲）

第 5 条 ギャラリーへ展示できる物品は、出展者が自ら制作したもの（以下「展示物  
品」という。）とする。ただし、展示内容が次の事項に該当する場合は、利用するこ  
とができない。

- （1）公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （2）サンパール荒川の施設を利用するもの又は区民に迷惑を及ぼすおそれがあると認  
められるとき。
- （3）ギャラリーの施設・設備をき損するおそれがあると認められるとき。
- （4）ギャラリーの管理上支障があると認められるとき。
- （5）その他、展示が不相当と理事長が認めたもの。

## （利用設備）

第 6 条 ギャラリーには、展示スペースの利用設備としてパネルを設置するものとする。

## （利用の手続き）

第 7 条 ギャラリーを利用しようとする出展者は、利用申請書を理事長に提出しなけれ  
ばならない。

2 ギャラリー全体の利用を希望する出展者で、区内在住、在勤、在学者（区内在住、  
在勤、在学者を代表とする団体を含む。以下「区民利用者」という。）の利用申請は、  
利用する初日の属する月から起算して 4 か月前の 1 日（1 日が町屋文化センターの休  
館日に当たる場合は、休館日の翌日）午前 9 時から受け付ける。利用申請が多数とな  
った場合は、その場で抽選を行う。1 日の午後 1 時以後は、先着順に利用申請を受け  
付けるものとする。

3 ギャラリーの一部の利用を希望する出展者で、区民利用者の利用申請は、利用する初日の属する月から起算して3か月前の1日（1日が町屋文化センターの休館日に当たる場合は、休館日の翌日）午前10時から受け付ける。利用申請が多数となった場合は、その場で抽選を行う。1日の午後1時以後は、先着順に利用申請を受け付けるものとする。

4 理事長は、前項による申請書の提出があつたときは、審査のうえ、利用の可否、利用期間及び利用区画等を決定し、利用承認書を発行する。

(利用期間)

第8条 ギャラリーの利用期間は、1回当たり1週間（7日間）を基本単位とし、4週間まで延長利用できる。ただし、理事長が認めた場合はこの限りではない。

(出展者の経費負担)

第9条 ギャラリー利用に伴う出展者の経費負担については、無料とする。

(展示)

第10条 展示物品の運搬、装飾展示及び撤去等については、ギャラリーを利用する出展者が行うものとする。

2 展示作品は、利用者の責任において管理し、万一展示物品に盗難、損傷等が生じても財団に負担を求めないものとする。

3 利用者は、高価又は貴重な物品の展示にあたっては、自らの判断により損害保険の加入その他必要な措置をとること。

(設備の取扱)

第11条 出展者は、設備品等を丁寧に扱うものとする。

2 出展者は、設備品類を破損した場合には、速やかに届出し、理事長の指示するところにより修復又はその経費を負担しなければならない。

(遵守事項)

第12条 出展者は、ギャラリーにおいては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された利用目的、利用時間内で使用すること。
- (2) 承認されていない場所及び設備類を使用しないこと。
- (3) 使用後は、清掃及び移動した設備類を元の位置に復元すること。
- (4) 喫煙をしないこと。
- (5) 騒音、大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 入場料を徴収したり、自ら利用者の制限をしないこと。
- (7) その他財団職員の指示に従うこと。

2 理事長は、前項の規定に該当する者及びその恐れがある者に対し、利用を中止させ、立ち入りを拒否し、又は退場させることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ギャラリーの利用に関し必要な事項は理事長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年 6月 1日から適用する。

この要綱は、平成24年11月19日から適用する。

この要綱は、平成28年 4月 1日から適用する。